

# 中小企業向け年末対策

平成 21 年 10 月 30 日  
経 済 産 業 省

## 1. 中小企業資金繰り対策

公的金融（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会）による一層積極的な取組みを行うべく、関係機関と連携・調整しつつ、具体策を実施する。

(1) 公的金融機関に対し、次の点を再度徹底し、年末対策に万全を期する。

－これまで公的金融を利用したことのない中小企業を含めて、各地の中小企業が年末の資金繰りに支障を来すことがないように、緊急保証枠（30兆円）、セーフティネット貸付枠（15.1兆円）、条件変更目標（1.5兆円）の利用が、広く進むよう全力で取り組む。

－既往の貸出案件について、中小企業の実情に応じて、返済の期限延長をはじめとする条件変更に対応する。

－これまでの条件変更の有無、赤字・債務超過などの形式的な事象のみに依ることなく、各中小企業の経営実態や特性を十分に踏まえ、貸出判断を行う。その際には、可能な限り、申込者が既に提出した資料を再活用するなど、中小企業の負担軽減に努める。

（速やかに実施）

(2) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案」が成立した場合には、民間金融機関がさらに積極的な取組を行うことが期待されることから、経済産業省や公的金融機関も、条件変更を一層推進する。併せて、条件変更対応保証（仮称）を適切に実施する。

<詳しくは、近日中に以下HPで発表予定>

中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

- (3) 業況が悪化し、ニーズの高い業種を追加するなど、業種指定要件に従い緊急保証制度の対象業種を見直し、真に支援を必要とする中小企業が利用できるようにする。(11月中下旬を目途に実施)  
〈詳しくは、近日中に以下HPで発表予定〉  
中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- (4) 商工組合中央金庫による危機対応貸付をより使いやすくするため、運用を見直す。(11月中に見直しを行う)  
〈詳しくは、近日中に以下HPで発表予定〉  
中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- (5) 中小企業庁、金融庁幹部が、全国各地に赴き、借り手である中小企業者等と直接意見交換を行う。(11月中を目途に実施)
- (6) 年末の資金繰り相談に十分対応できるよう、親身な対応を旨とし、全国の中小企業の利便性に配慮しつつ、体制の充実を図る。  
(12月以降実施)
- ① 公的金融機関の相談窓口・営業時間の拡充
  - ② 全国で、都道府県、経済産業局、財務局、保証協会、金融機関等が参加する地域融資動向情報交換会を開催

## 2. 中小企業の組合等が利用している高度化融資の返済猶予

- (1) 融資を実行している各自治体の了解を前提に、高度化融資の返済期限を延長できるケースを増やす。具体的には、これまでの「当該貸付に対する累積返済総額が当初借入れ金額の2分の1以上に達していること」との条件を緩和し、
- ① 事業の継続が見込まれ
  - ② 返済期間の半分を経過し
  - ③ 他の金融機関も返済期限の延長措置を講じている
- などの要件を満たしていれば、2分の1に達していなくとも返済期限の延長を可能とする。(12月から実施)

- (2) 本年4月に「経済の悪化により影響を受けている貸付先の場合は、単年度単位であっても返済猶予を可能とする」こととしているが、この方式を利用できる期間を延長し、繰り返しの利用に積極的に応じる。  
(12月から実施)

〈詳しくは、近日中に以下HPで公表予定〉

中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

もしくは 中小企業基盤整備機構：<http://www.smrj.go.jp/>

### 3. 下請代金支払遅延等防止法の厳格な執行

- (1) 親事業者に対する特別事情聴取、警告

下請代金法に基づく改善指導を連続して受けている等の親事業者に対し、中小企業庁及び各地方経済産業局が特別事情聴取を行う  
(11月上旬から実施)。

また、書面調査の結果、下請代金法違反のおそれがある親事業者に対し、中小企業庁から警告文書を発出する。

(11月中旬に実施)

- (2) 事業者団体、親事業者に対する年末通達の発出

約700の事業者団体、約30,000の親事業者に対し、下請取引の適正化を要請する通達を、経済産業大臣と公正取引委員会委員長の連名で発出する。(11月中旬に実施)

- (3) 事業者向け講習会、地域巡回セミナーの実施

下請代金法違反を未然防止するため、公正取引委員会と協力して、下請代金法等の講習会を50都市で開催する(11月中に実施)。

また、県庁所在地以外の246市町において、講習会と弁護士無料相談会を合わせた地域巡回セミナーを開催する。(10月末から実施)

〈詳しくは、中小企業庁HP

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Shitaukeseminar.htm>)まで。〉

(4) 無料相談弁護士の増強による「下請かけこみ寺」の機能強化

各都道府県48カ所に設けている「下請かけこみ寺」における無料弁護士相談体制を増強する。相談に当たる弁護士数を現在の164名から約440名に増員し、中小企業からの相談にきめ細かく対応する。

(11月上旬を目途に実施)

<各地の下請かけこみ寺の連絡先:<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>>